

(報道発表資料)



令和6年10月18日

京都市環境政策局

担当：地球温暖化対策室

電話：075-222-4555

京都市水垂埋立処分地跡地を活用した大規模太陽光発電事業の 候補事業者の公募の実施

京都市は、国が進める「脱炭素先行地域」に選定され、「京都の文化・暮らしの脱炭素で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」の創出に取り組んでいます。

その取組の一つとして、京都市脱炭素先行地域に安定的に再生可能エネルギー100%電力を供給することを目的に、本市が所有する水垂埋立処分地跡地を活用した地域貢献型の大規模太陽光発電事業（以下「本事業」という。）を計画しています。

この度、本事業を行う事業者を広く募集するため、候補事業者の公募を実施します。

なお、詳細については、「6 募集要項の公開について」のリンク先に掲載する募集要項を御確認ください。

1 事業の概要

水垂埋立処分地跡地の一部（F地区）を活用（行政財産の使用許可による）して大規模太陽光発電所を設置・運営し、本市脱炭素先行地域内の電力需要家に対して、安定的に「再生可能エネルギー100%電力」を供給する。

また、発電事業による利益を本市脱炭素先行地域内に還元することにより、地域貢献型の太陽光発電所として、地域コミュニティの活性化や地域における防災対応力の向上に繋げる。

2 応募資格

京都市脱炭素先行地域計画及び募集要項に定める内容を十分に理解し、提案内容を責任をもって実現する意思があり、税の滞納など、募集要項に掲げる欠格要件に該当しない法人

3 主な事業の条件

- (1) 事業場所（水垂埋立処分地跡地・F地区）の概要
 - ・ 所在地：伏見区淀水垂町 4-1、4-7、6-1 の一部、6-7 の一部、10
 - ・ 面積：約 30,738 m²（地区内にある墓地を除く）
 - ・ 土地使用料：最低額を年額 1,600,000 円とし、事業者の提案に基づき決定
- ※ 【参考】事業場所位置図を参照
- (2) 事業期間
 - ・ 発電所の運転期間は、原則 20 年間とし、事業者の提案に基づき決定
- (3) 設備の内容
 - ・ 整備する発電設備の出力は、1.9MW 以上 2MW 未満（AC ベース）
（太陽電池モジュールの過積載は可）
- (4) 電力供給
 - ・ 発電設備で発電した電気は、原則として全量を本市の脱炭素先行地域内の電力需要家に供給する
 - ・ 本事業によって得られる環境価値のうち、電力需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値は電力需要家に帰属させる
- (5) 地域貢献の取組
 - ・ 事業期間中は、設置する周辺地域及び近隣住民に対する配慮や、防災に資する設備の設置など地域貢献の取組を行う
 - ・ 事業期間中は、発電事業による利益の一部を、本市脱炭素先行地域における地域コミュニティの活性化及び防災対応力の向上に資する取組の活動費として支援する（支援額は、販売電力量 1kWh あたり 0.4 円以上とし、事業者の提案に基づき決定）

4 選定方法

「京都市水垂埋立処分地跡地を活用した大規模太陽光発電事業の候補事業者選定委員会」において、提出された提案書の提案内容を審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング）及び評価し、最も高い得点の者を候補事業者に選定する。

5 スケジュール（予定）

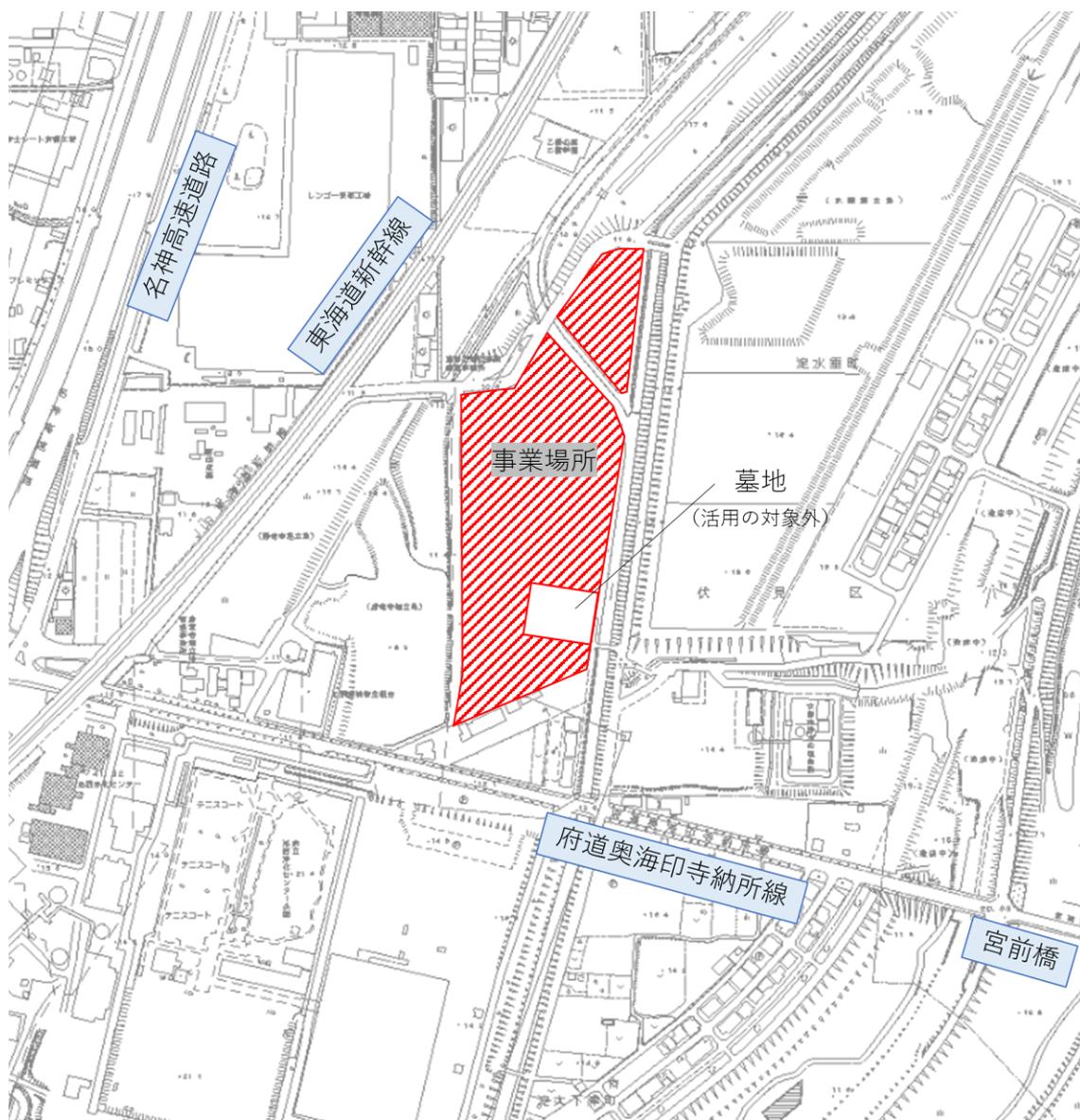
| 日程 | 内容 |
|-------------------------|--------------------|
| 令和6年10月18日（金）～12月16日（月） | 募集期間 |
| 令和6年10月18日（金）～12月 2日（月） | 資料の貸出期間 |
| 令和6年10月23日（水）～10月31日（木） | 募集要項に関する質問の受付期間 |
| 令和6年10月28日（月）・29日（火） | 現地見学の実施 |
| 令和6年12月 2日（月）～12月16日（月） | 応募書類の受付期間 |
| 令和6年12月～令和7年1月頃 | 選定委員会、候補事業者の選定 |
| 令和7年 1月～2月頃 | 協定締結・使用許可申請・補助金申請等 |
| 令和7年 2月頃 | 事業着手 |
| 令和8年 4月 | 運転開始（電力供給開始） |

6 募集要項の公開について

募集要項については、京都市環境政策局のウェブサイトで公開しています。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000333101.html>

【参考】事業場所位置図



<主な公法上の規制>

- ・区域区分 市街化調整区域
- ・建ぺい率 60%、容積率 200%
- ・眺望景観 遠景デザイン保全区域 (11、49)
- ・屋外広告物 第1種地域
- ・その他 近郊整備区域、宅地造成等工事規制区域
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第15条の17に基づく指定区域

<埋蔵文化財の有無>

- ・一般遺跡に準じる遺跡 (3 長岡京跡)